

## 8 移動・交通等

### (1) ぐるっとむこうバス<sup>うんちんわりびき</sup>運賃割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（障がい者手帳アプリ「ミライロID」を含む）をお持ちの方は手帳のご提示で運賃及びプレミアム乗車券が半額になります。介護者（付添人）割引はありません。詳しくは市HPをご確認ください。

◇利用方法 降車時に手帳をご提示ください。

◇プレミアム乗車券販売場所（車内販売はありません。）

- ・市役所東向日別館3階 市民課      ・市役所本館1階 会計課
- ・都タクシー（株）向日町営業所      ・阪急バス（株）向日出張所

◇問合せ まちづくり推進課 TEL 874-2942 FAX 922-6587

### (2) 福祉タクシーチケット<sup>ふくし</sup>（向日市独自制度）

外出が困難な障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより障がい者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進をはかります。

◇対象者 身体障害者手帳の下肢・体幹・移動機能1～3級、視覚1～2級、内部障がい1級、療育手帳Aをお持ちの方

◇助成額 1枚100円 ※申請月により、交付枚数が変わります。

|      |      |      |      |     |     |     |
|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 申請月  | 4月   | 5月   | 6月   | 7月  | 8月  | 9月  |
| 交付枚数 | 120枚 | 110枚 | 100枚 | 90枚 | 80枚 | 70枚 |
| 申請月  | 10月  | 11月  | 12月  | 1月  | 2月  | 3月  |
| 交付枚数 | 60枚  | 50枚  | 40枚  | 30枚 | 20枚 | 10枚 |

ガソリンの給油にも、以下のスタンドでタクシー利用券が使用できます。

|              |         |                |              |
|--------------|---------|----------------|--------------|
| ENEOS 向日町SS  | 株式会社ユニス | 向日市寺戸町西野辺 13-2 | TEL 922-3171 |
| ENEOS 南向日町SS |         | 向日市上植野町吉備寺 2-1 | TEL 932-4674 |

※利用できる時間 午前9時～午後8時

◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

### (3) タクシー料金割引<sup>りょうきんわりびき</sup>

京都府内の全事業所のタクシーに乗車する時、10%の割引を受けられます。

◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳を所持している方  
※精神障害者手帳については、一部事業所で適用がありますので、乗車の際に乗務員にお尋ねください。

◇利用方法 乗車した時に、手帳を乗務員に提示してください。

◇問 合 せ 近畿運輸局京都運輸支局 TEL 681-9765  
各タクシー会社

#### (4) じん臓機能障害者通院交通費助成

血液透析療法による治療を受けるため、その医療機関への通院に要する交通費の一部が公費負担されます。

- ◇対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方で、通院による血液透析療法を受けている方
- ◇給付額等 月額10,000円を超える額の2分の1。この場合、通院交通費の額は、鉄道又は路線バスを利用した場合の最も経済的な通常の経路及び方法により算出します。
- ◇提出期日 3・4・5月分・・・6月1日～6月7日  
6・7・8月分・・・9月1日～9月7日  
9・10・11月分・・・12月1日～12月7日  
12・1・2月分・・・3月1日～3月7日
- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

#### (5) 交通運賃の割引

※第1種・第2種とは、旅客運賃割引の適用区分を表します。

第1種・第2種の区分については、身体障害者障害程度等級表（9、10ページ）もご参照ください。

① 鉄道各社の旅客運賃が次の基準により割引されます。

| 区 分                                         | 割引乗車券の種類                       | 割引率 | 取扱区間         |
|---------------------------------------------|--------------------------------|-----|--------------|
| 第1種<br>身体障がい者<br>知的障がい者<br>精神障がい者<br>(介護付)  | 普通乗車券<br>定期乗車券<br>回数乗車券<br>急行券 | 5割  | 全 線          |
| 第2種<br>身体障がい者<br>知的障がい者<br>精神障がい者<br>(本人のみ) | 普通乗車券                          | 5割  | 片道101km以上のとき |
| 12歳未満の第2種身体・知的障がい者・精神障がい者とその介護者             | 定期乗車券                          | 5割  |              |

※第1種の方が単独で乗車する時は、第2種と同じ扱いになります。

- ◇利用方法 窓口で乗車券を購入する時に、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳を提示してください。
- ◇問 合 せ 鉄道各社

- ② 路線バスの運賃が次の基準により割引されます。(京都市営バス、地下鉄も同様)

| 区 分                              | 割引乗車券の種類 | 割引率           | 取扱区間 |
|----------------------------------|----------|---------------|------|
| 第1種<br>身体障がい者<br>知的障がい者<br>(介護付) | 普通乗車券    | 5割            | 全 線  |
|                                  | 定期乗車券    | 3割<br>(地下鉄5割) |      |
| 第2種<br>身体障がい者<br>知的障がい者<br>(単独)  | 普通乗車券    | 5割            | 全 線  |
|                                  | 定期乗車券    | 3割<br>(地下鉄5割) |      |

◇利用方法 運賃支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引料金を支払ってください。また、京都市営地下鉄の場合は、有人改札口で割引乗車券を購入してください。

◇問 合 せ 京都府バス協会 TEL 691-6517

- ③ 国内航空の運賃が、割引されます。

割引率や取扱区間は各航空会社で異なりますので、窓口でお問い合わせください。

| 区 分                        | 割引対象者          |
|----------------------------|----------------|
| 身体障がい者<br>知的障がい者<br>精神障がい者 | 満12歳以上の本人及び介護者 |

◇利用方法 航空券発売窓口到手帳を提示してください。

◇問 合 せ 各航空会社支店・営業所、指定代理店

## (6) 駐車禁止除外指定車標章

ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひょうしょう

### 《駐車禁止除外措置の対象となる障がいの程度》

| 障がいの区分                    | 身体障がい者                                  | 戦傷病者      |
|---------------------------|-----------------------------------------|-----------|
| 視覚障がい                     | 1級～4級の1                                 | 特別項症～第4項症 |
| 聴覚障がい                     | 2級及び3級                                  |           |
| 平衡機能障がい                   | 3級                                      |           |
| 上肢不自由                     | 1級～2級の2                                 | 特別項症～第3項症 |
| 下肢不自由                     | 1級～4級                                   |           |
| 体幹不自由                     | 1級～3級                                   | 特別項症～第4項症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能：1級及び2級<br>(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。) |           |
|                           | 移動機能：1級～4級                              |           |
| 心臓機能障がい                   | 1級及び3級                                  | 特別項症～第3項症 |
| じん臓機能障がい                  | 1級及び3級                                  | 特別項症～第3項症 |
| 呼吸器機能障がい                  |                                         |           |
| ぼうこう又は直腸機能障がい             | 1級及び3級                                  | 特別項症～第3項症 |
| 小腸機能障がい                   |                                         |           |

|                      |         |             |
|----------------------|---------|-------------|
| 障がいの区分               | 身体障がい者  | 戦傷病者        |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | 1 級～3 級 |             |
| 肝臓機能障がい              | 1 級～3 級 | 特別項症～第 3 項症 |

|        |        |
|--------|--------|
| 区 分    | 障がいの程度 |
| 知的障がい者 | 重度（A）  |
| 精神障がい者 | 1 級    |

※このほか、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象となります。

◇問 合 せ 向日町警察署（交通課） TEL 921-0110（代）  
京都府警察本部交通規制課 TEL 451-9111（代）  
[http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/chutai\\_c/jogai/](http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/chutai_c/jogai/)

## （7）ゆうりょうどうろつうこうりょうわりびき 有料道路通行料割引

西日本高速道路（株）等の管理する有料道路の料金が 5 割引きになります。オンライン (<https://www.expressway-discount.jp>) 又は市役所窓口で事前申請が必要です。

### ◇対 象 者

| 区分                                 | 運転者         |
|------------------------------------|-------------|
| 第 1 種身体障がい者<br>第 1 種知的障がい者（療育手帳 A） | 障がい者本人又は介護者 |
| 第 2 種身体障がい者                        | 障がい者本人のみ    |

◇利用方法 事前登録後、料金所で手帳を提示し、料金を支払ってください。  
E T C 利用登録の方は無線通行（ノンストップ走行）が可能です。

◇除 外 軽トラックや営業用の自動車等には適用されません。

◇必要書類（市役所窓口での新規申請の場合）

|                    |                                                                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| E T C を<br>利用しない場合 | ① 身体障害者手帳又は療育手帳<br>② 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）<br>③ 自動車検査証等<br>④ 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースの場合）<br>◇ 自動車を登録しない場合は、③④は不要です。                                |
| E T C を<br>利用する場合  | ① 身体障害者手帳又は療育手帳<br>② 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）<br>③ 自動車検査証等<br>④ 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースの場合）<br>⑤ E T C カード（障がい者本人名義のもの）※<br>⑥ E T C 車載器セットアップ申込書・証明書等 |

※E T C カードは、障がい者本人名義のものに限ります。ただし、未成年の第 1 種身体障がい者及び第 1 種知的障がい者の方については、親権者又は後見人名義のカードでも登録できます。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

◇問 合 せ 有料道路 E T C 割引登録係 ※受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時  
TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110

## (8) 京都<sup>きょうと</sup>おもいやり<sup>ちゅうしやじょうりようしやうせいど</sup>駐 車 場 利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、京都府が府内共通の利用証を交付する制度です。

利用できる駐車場は、公共施設やショッピングセンターなど施設管理者の協力により施設の出入口に近い場所に設けられています。



◇交付対象 以下の基準に該当する方で、歩行や車の乗降が困難な方

| 《身体障がい者》                      |         | 等級            |
|-------------------------------|---------|---------------|
| 視覚障がい                         |         | 1 級～ 4 級      |
| 聴覚又は平衡機能の障がい                  | 聴覚障がい   | 2 級、 3 級      |
|                               | 平衡機能障がい | 3 級、 5 級      |
| 肢体不自由                         | 上肢      | 1 級、 2 級      |
|                               | 下肢      | 1 級～ 6 級      |
|                               | 体幹      | 1 級～ 3 級、 5 級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の<br>脳病変による運動機能障がい | 上肢機能    | 1 級、 2 級      |
|                               | 移動機能    | 1 級～ 6 級      |
| 心臓機能障がい                       |         | 1 級、 3 級、 4 級 |
| じん臓機能障がい                      |         |               |
| 呼吸器機能障がい                      |         |               |
| ぼうこう又は直腸機能障がい                 |         |               |
| 小腸機能障がい                       |         |               |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい          |         | 1 級～ 4 級      |
| 肝臓機能障がい                       |         | 1 級～ 4 級      |

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 《知的障がい者》 | 療育手帳の障がいの程度が「A」の方                         |
| 《精神障がい者》 | 精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」の方                    |
| 《難病患者》   | 特定疾患医療受給者票をお持ちの方、<br>小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 |
| 《高齢者》    | 要介護状態区分が「要介護1」～「要介護5」の方                   |
| 《妊産婦》    | 母子健康手帳取得時～産後12か月までの方<br>(産後は乳児同乗の場合のみ)    |
| 《けが人》    | けが等により一時的に移動に配慮が必要な方                      |
| 《その他》    | 診断書等により、歩行や乗降が困難と認められる方                   |

◇窓 口 乙訓保健所 TEL 933-1154 FAX 932-6910